

文部科学省 ©消費者教育の推進について
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/index.htm

消費者庁 ©消費者教育ポータルサイト
<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

独立行政法人 国民生活センター
TEL 03-3443-6211 <http://www.kokusen.go.jp/>

監修 消費者教育推進委員会

- 上村 協子 東京家政学院大学現代生活学部 教授
奥 千加 埼玉県立本庄高等学校 教頭
元埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 指導主事
- 柿野 成美 公益財団法人消費者教育支援センター 総括主任研究員
清國 祐二 香川大学生涯学習教育研究センター長
須黒真寿美 公益社団法人全国消費生活相談員協会 参与
- 西村 隆男 横浜国立大学教育人間科学部 教授
萩原なつ子 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 教授
水川 和彦 岐阜県教育委員会義務教育総括監

◎委員長／○啓発資料作成部会長 (敬称略 五十音順)



編集・発行 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 平成28年3月
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111(内線 3462)



消費者教育のヒント&事例集





わたしたちは、生まれたときから、生涯を通じて「消費者」です。

わたしたちは、誰もが消費者です。

一生涯、消費を通じて社会と関わっていきます。

わたしたちの消費は、個人の生活を豊かにするだけでなく、

社会の在り方をも変える大きな力を持っています。

わたしたちは、安心して豊かな消費生活を送るために、合理的な意思決定ができる「自立した消費者」とどまらず、

社会の一員として、**持続可能な社会のために、積極的に関与する「消費者」**になることが今、求められています。

バッテリーから火が!



実践事例は10-11P

フェアトレードの商品にしよう



実践事例は14-15P

こんなサイト利用してない



環境やものを大切にしよう



残さず食べなさい!



食べたくない



買って買って~!



いいなーこれ欲しい!



カワイイ!!

安全なおもちゃはどれかしら?



返済どうしよう...



実践事例は8-9P

ブレーキも大丈夫!



これはニセモノだ!



実践事例は12-13P

Net Shop

こんなに使えないわ...



平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われることを目指しています。

消費者教育を通じて育むべき力と指導者の役割

消費者教育を通じて育むべき力

私たち消費者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。「消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定)」では、これらの課題解決のため、消費者教育の対象領域を4つに分類し、それぞれの領域で育むべき力を示しています。

消費者を取り巻く課題

消費者教育を通じて育むべき力

「消費者市民社会」の構築

- ・環境・資源エネルギー問題
- ・食糧自給率と食品ロスの問題
- ・地域経済の衰退
- ・世界の貧困、児童労働

消費者白書DATA
日本における食品ロス
年間500～800万トン
(2011年度推計)

社会の一員として行動する力

- ・消費がもつ影響力の理解
- ・持続可能な消費の実践
- ・消費者の参画・協働

生活の管理と契約

- ・契約トラブル(詐欺・悪質商法を含む)
- ・借金、多重債務
- ・家計の管理、生活設計
- ・消費者の権利と責任

消費者白書DATA
消費者被害・トラブル額
約6.7兆円(2014年推計)

選ぶ力・計画する力

- ・選択し、契約することへの理解と考える態度
- ・生活を設計・管理する能力

商品等やサービスの安全

- ・商品の不具合による事故、健康被害
- ・誤った使い方による事故、健康被害
- ・食の安全に関わる問題
- ・悪質商法・詐欺

消費者白書DATA
消費者庁に通知された
消費者事故等1万2078件
(2014年度)

安全・安心を求める力

- ・商品安全の理解と危険を回避する能力
- ・トラブル対応能力

情報とメディア

- ・インターネット取引に関するトラブル
- ・情報モラル・リテラシー
- ・情報セキュリティ

消費者白書DATA
インターネット取引は
8年間で約3倍に増加(2005年
3.5兆円→2013年11.2兆円)

情報を見抜き、活用する力

- ・情報の収集・処理・発信能力
- ・情報社会のルールや情報モラルの理解
- ・消費生活情報に対する批判的思考力

消費者教育の指導者の役割

消費者教育は、被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる消費者の育成にとどまらず、消費に関する行動を通じて、社会の一員として、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成を目指します。このため、消費者教育では知識の定着を図り、社会をたくましく生きていく実践的な能力を育てていくことが重要です。

指導者の方々には以下に示す課題等を踏まえた上で、消費者教育を実践していただきたいと願っています。

●消費者市民社会の構築

「消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)」において、消費者教育には「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。」と定義付けられ、その積極的な取組が求められています。

●社会的自立の力を育む

平成27年6月に選挙権年齢を満18歳以上に引き下げる公職選挙法改正法が成立し、新たに有権者となる若い人たちの政治的教養を育む教育の必要性は更に高まっています。

このような中で、民法の成年年齢の在り方について議論されています。成年年齢を引き下げても消費者被害が拡大しないよう、高等学校段階までに、社会において消費者としての合理的な意思決定能力を育むための学習機会を設けていく必要があります。

●地域全体での学びの展開

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(平成27年12月21日)では、地域とともにある学校への転換や地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく教育体制の構築等を目指しています。

<先生方へ>

現行の学習指導要領においては、社会科、公民科、技術・家庭科、家庭科等において消費者教育の教育内容の充実を図っているところであり、着実に学習指導要領に基づき指導を行うことが重要です。その際、指導の一層の充実に向け、地域の専門家と連携するなどの工夫も考えられます。

また、上記以外の教科等の指導に当たっても、児童生徒の学びが実生活に生かせるものとなるよう、消費生活での実践的な力を育む観点から捉え直してみると効果的です。

<社会教育主事の方へ>

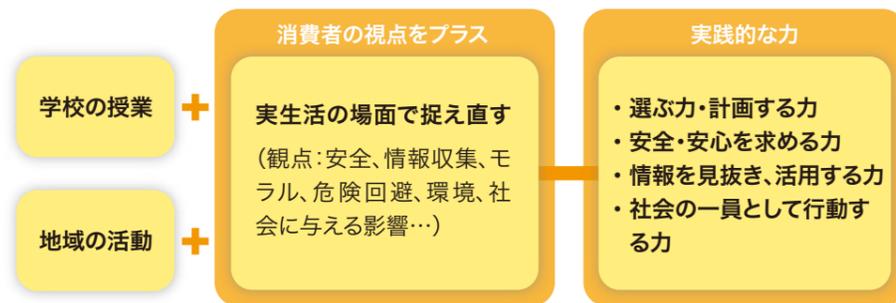
消費者教育は、生涯にわたって学習できる環境づくりが必要です。その場合、消費生活に関わる全てのことを対象とし、最新の情報を基に学習を進める必要があることから、消費生活センター、消費者団体、事業者等との連携が欠かせません。多様な関係者をつなぐためには、社会教育主事の方々が日頃の活動で形成したネットワークを活用し、コーディネータとしての役割を担うことが期待されます。

様々な課題を抱える地域において、新たに消費者教育を始めるのは容易ではありませんが、例えば、環境や食、まちづくりなど地域の既存の団体やグループと連携し、各団体の活動に「消費者」の視点をプラスすることで豊かな学びをつくり出すことができます。



ヒント1 これまでの授業や活動に「消費者」の視点をプラス

学校の授業や地域の活動を実生活の場面で捉え直すと、消費者としての実践的な力が育まれます。



ヒント2 学びを重ね、視野を広げる

発達段階に応じて学習を重ねることで、多面的な考え方ができるようになります。

「買い物」をテーマとした場合の消費者としての視野の広がり



ヒント3 得意分野を生かし合う

学校、家庭、地域等の様々な場において、消費者教育に取り組むためには、関係者が得意な分野を生かし合い、相互に連携して取り組むと効果的です。

- ・消費生活センター、消費者団体、事業者等が作成した教材や出前講座の活用
- ・弁護士等の専門家による外部講師の活用
- ・公民館活動や学校支援地域本部、PTA活動等既存のネットワークや取組を活用

本 冊子では、様々な実践事例を紹介しています

領域別
実践事例
p.8~15

消費者教育の領域別に、「学校における授業」や「地域の課題解決に向けた消費者教育」の事例を紹介しています。

領域	学校における授業		地域の課題解決に向けた消費者教育
	消費者教育の中核的な教科における授業	「消費者」の視点を持った授業	
I 生活の管理と契約	身近な消費者問題を解決する手立てを探る【中学校・社会科】	リポリング払いの仕組みを数学的に考察する【高等学校・数学科】	親子で金銭感覚を身に付ける(熊本県長洲町)
II 商品やサービスの安全	製品の事故に対し消費者の意見を発信する【中学校・技術・家庭科】	電気機器の安全マニュアルを作成する【中学校・技術・家庭科】	科学的に子供の事故を予防する(長崎県大村市、NPO法人Love&Safetyおおむら)
III 情報とメディア	情報ネットワークを活用した商品の購入について考える【小学校・社会科】	CM制作を通して思考力を養う【高等学校・情報科】	子供のインターネット利用を大人が支える(秋田県教育庁生涯学習課)
IV 消費者市民社会の構築	ESDの視点で食材の購入について考える【高等学校・家庭科】	身近な商品を通してグローバルな視点を育てる【中学校・外国語科】	「地域循環エネルギー学習」で持続可能な地域づくりを目指す(石川県七尾市 能登島公民館)

この領域別実践事例では、より身近な消費生活の場面から消費者教育を考えていただくため消費者教育の4領域の順番を入替えています。

連携・協働による実践事例
p.16~19

連携・協働による消費者教育の取組について、プロセスや活動内容、関係者の感想なども含め詳しく紹介しています。

専門家とのチーム・ティーチングで子供たちの意識が変わる
(岐阜市消費生活センター・岐阜市教育研究所)

ESDや消費者教育を地域みんなで実践する
(岡山市京山地区ESD推進協議会・岡山市立京山公民館)

既存の取組を生かした実践事例
p.20

地域における既存の取組を活用した消費者教育の事例を紹介しています。

銭函小学校父母と先生の会による金銭教育研修会の実施
(北海道小樽市立銭函小学校 父母と先生の会)

太田南小学校コラボ・スクールにおける伝統野菜の栽培
(秋田県大仙市立太田南小学校)

公民館がつなぐ地域協育ネットを生かした地元特産品づくり
(山口県長門市中央公民館)



生活の管理と契約

消費者を取り巻く課題

サービスに関する取引の増加、情報化やグローバル化の急速な進展、高齢化の一層の進行などの社会経済情勢の下で、そのトラブル内容は、ますます複雑で多様になっています。

本領域で育むべき力

- 適切な情報収集と選択による将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営ができる力
- 契約締結によって発生する権利や義務を明確に理解でき、違法・不正な取引や勧誘に気付き、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力

消費者教育の中核的な教科における授業

中学校 3年生 社会科

身近な消費者問題を解決する手立てを探る

■授業内容

消費者保護の仕組みと薬害の概要を知り、社会の一員としてどうすればよいかを小集団で追究し、発表する。さらに自分の関心に基づき消費者問題について調べ、発表する。

■指導上の工夫

- 個人から社会へ、視野の広がりを持たせる。
- 「小集団で考えさせる際、国、消費者、企業・事業者それぞれの役割をワークシートを使って検討させる。
- 他の単元や他教科との関連を図る。
- 課題追究学習の事例として消費者問題を取り上げ、消費者教育にける時間を確保している。

国/PMDA	製薬会社
<ul style="list-style-type: none"> 安全性のために基準をつくること。(守らなければ厳しい罰を与える。) 製薬会社の管理をする。 問題があったとき、製薬会社から国へ回収を要する。適切な対応をとること。 他国の情報を参考に使用禁止や使用を認めるようにする。→ 他国との協力関係 	<ul style="list-style-type: none"> 実害をくばり、極力副作用のない薬を開発 問題があったとき、早急に薬を回収し、国民に説明する。 使用量からの報告を国に正直に連絡する。
<ul style="list-style-type: none"> 副作用があることを理解する。 薬局の「おとり手帳」を使う。 自分に合う薬、合わない薬があることを理解する。 薬についての情報を手に入れる。 国や企業あわせにしたい。 薬害を防止するためには、消費者センターに連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> 薬について、消費者にきちんと説明する。 その人に合った薬を処方すること。 新しい情報を得よう、定期的に講義や実習をする。 使用量からの連絡を製薬会社と国に報告する。
<p>どうすれば薬害が起こらない社会になるのだろうか？</p>	
国民(消費者)	医療従事者(医療機関)/薬局

ワークシート

「消費者」の視点を持った授業

高等学校 数学科(数学B)

リボルビング払いの仕組みを数学的に考察する

■授業内容

数列や漸化式の学習においてリボルビング払いの支払回数や総額を計算し、さらにリボルビング払いの長所・短所について考察する。

授業内容	第1次	第2次
	リボ払いの仕組みを数列や漸化式を用いて考察、何回で支払が終わるか、総額はいくらになるかを考える。	利用額や月々の支払額を変更し、リボ払いの長所・短所について考察する。

消費者教育のヒント

- 実際に支払い回数を計算することでリボルビング払いの危険性を理解する。
- アレンジ**
 - 高等学校家庭科で多重債務を扱うので相互に連携すると効果的である。
 - 小学校算数科や中学校数学科でも買い物の場面を取り上げることで消費者の視点をもった授業になる。

教材

30万円の買い物をし、月々の支払い時に、残金に対しておよそ1.25%の手数料(利息)がかかるリボルビング払いにしたとする。例えば、この場合の1回目の手数料は、残高が30万円なので、 $30万 \times 0.0125 = 3750$ (円)である。

月々の支払いで、手数料を合わせて5千円を返済していく方式(元利定額方式)の場合、何回で完済できるだろうか。

n+1回目の支払後の残高

$$(n+1\text{回目の支払後の残高}) = 1.0125 \times (n\text{回目の支払後の残高}) - 5000$$

漸化式

n回目の支払後の残高を a_n として漸化式を用いて表すと

$$a_{n+1} = 1.0125a_n - 5000 \quad a_1 = 298750$$

地域の課題解決に向けた消費者教育

熊本県 長洲町

親子で金銭感覚を身に付ける

地域課題 日頃の相談対応から見てきた消費者教育の必要性

■実践内容

長洲町消費者行政推進委員会を設置(長洲町総務課)
町の消費者行政の機能を補完する

取組のきっかけ

日頃の相談対応から、幼少期からの金銭教育の必要性を実感。地域のNPOとの連携で家計管理セミナーを企画。PTAの学校行事の一環でセミナーの出前講座を実施。

家計管理セミナーの実施

「子供のためのお金の教室」

- 対象: 小学校高学年
- テーマ: 「お金のやりくり」「欲しいと必要」について考える
- 「人生いろいろやりくりゲーム」を実施、お金のやりくりの疑似体験を行う

「親子のためのお金の教室」

- 対象: 小・中学生の保護者
- テーマ: 携帯電話を通して考えるお金の付き合い方
- 子供の携帯電話での消費者トラブルを基に、青少年を取り巻く社会環境について理解するとともに、携帯電話と子供の関係やお金の使い方について情報や意見の交換をする

消費者教育のヒント

- 親子でお金の使い方について学ぶ。
- ゲームを通じて楽しみながら疑似的に学ぶ。

連携のポイント

セミナーを企画する際に、町の担当者、NPO、PTA役員、保護者が企画会議に参加している。

アレンジ

子供会、放課後子供教室、家庭教育学級などでも実施可能



「人生いろいろやりくりゲーム」の教材



商品やサービスの安全

消費者を取り巻く課題

本領域で育むべき力

日常生活において、家電製品からの発火による火災や、食中毒、アレルギー事故など、生命・身体に関わる重大事故が発生しています。

- 商品等やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力
- 商品等やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力

消費者教育の中核的な教科における授業

中学校 技術・家庭科(家庭分野)

製品の事故に対し消費者の意見を発信する

■授業内容

事故を起こした製品について企業へのクレームを考え、ロールプレイングを通して消費者として意見を発信することを体験する。

題材名	自立した消費者になるう
授業の流れ(1時間)	前時に「消費者の権利と責任」について学んだことを確認する。
	「消費者の権利と責任」について、パソコンの充電器の事故を例に具体的に考える。
	お店(企業)に伝えることや、手元に用意すべきものを考える。
	お店と消費者の立場からセリフを考え、ペアでロールプレイングを行い、発表する。
	ロールプレイングを通して、消費者の「意見が反映される権利」や「主張し行動する責任」について確認する。
	ロールプレイングで経験したようなことが社会を変えることにもつながることを伝える。
教材	ロールプレイング台本

■指導上の工夫

- ロールプレイングを通して考えたことを意見交流し、消費者としての適切な行動について考えさせる。

消費者の権利と責任

- 【権利】**
1. 安全が確保される権利
 2. 選択する権利
 3. 知らされる権利
 4. 意見が反映される権利
 5. 消費者教育を受けられる権利
 6. 被害の救済を受けられる権利
 7. 基本的な需要が満たされる権利
 8. 健全な環境が確保される権利
- 【責任】**
1. 批判的意識を持つ責任
 2. 主張し行動する責任
 3. 社会的弱者への配慮責任
 4. 環境への配慮責任
 5. 連帯する責任

「消費者」の視点を持った授業

中学校 技術・家庭科(技術分野)

電気機器の安全マニュアルを作成する

■授業内容

電気機器の取扱説明書から安全な使い方や注意事項を知り、前時に作った手回し発電機付きラジオの安全マニュアルを作成する。

授業の流れ(1時間)	「取扱説明書」を調査 電気機器の取扱説明書を持参し、安全に関する注意事項や保守点検に関わる内容をグループでまとめる。
	調査内容の発表および共有化 共通する内容をまとめ、マニュアルとして一般化する。
	安全マニュアルの作成 前時に製作した手回し発電機付きラジオの安全マニュアルを作成し、安全な使い方について考え、発表する。

消費者教育のヒント

- 製作にとどまらず事業者の立場で「安全マニュアル」を作成。
- マニュアルの作成を通して安全に関する表示の意味を知り、消費者の立場で正しい使い方や保守点検の重要性を理解する。



安全に関する表示の意味を理解させる



アレンジ

「エネルギー変換に関する技術」からエネルギー資源や環境問題について考える。

地域の課題解決に向けた消費者教育

長崎県 大村市、NPO法人 Love & Safety おおむら

科学的に子供の事故を予防する

地域課題 子供の自転車事故の予防

■実践内容

現状把握・科学的検証	大村市の医療機関で収集した子供の事故データを科学的に分析 また、小・中・高等学校でのアンケート調査による現状把握
情報発信・共有	救急搬送された子供の重症例に関わる製品で、一番多かったのは自転車だった。自転車事故予防は、大村市が取り組む優先課題であると決定。この情報を行政やNPOが発信。
課題の共有・行動	手の大きさとブレーキの幅が合っていないと事故につながる事を小学校での実験を通し、科学的に実証し、教育コンテンツを作成した。これを用い、自転車の点検の重要性、ヘルメット着用、マナーの励行などを広く伝えた。その他にも、課題が見つかったら、学校や保護者、行政、警察などのそれぞれの立場から解決策を見つけ、実施する。

消費者教育のヒント

- 自転車事故の現状を科学的に分析し、具体策を提案している。

連携のポイント

- 大村市とNPOを中心に、各機関(図)との連携体制を構築している。
- データを公表することで課題を共有し、連携する目的の具体化を図る。

アレンジ

- 子供でも、自転車事故の加害者になり得ることを伝え、損害保険について学ぶことで、子供自身の予防に対する意識を高める。



Love & Safety おおむらの体制図



情報とメディア

消費者を取り巻く課題

本領域で育むべき力

高度情報通信社会の進展により、アダルト情報サイト、インターネット通販、オンラインゲーム、SNS、ワンクリック請求などによる消費者被害やトラブルが増加しています。

- ・ 高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てる力
- ・ 情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をするとともに個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力

消費者教育の中核的な教科における授業

情報ネットワークを活用した商品の購入について考える

■授業内容

インターネットのホテル予約サイト、お客様の声などから情報の判断の仕方について話し合う。

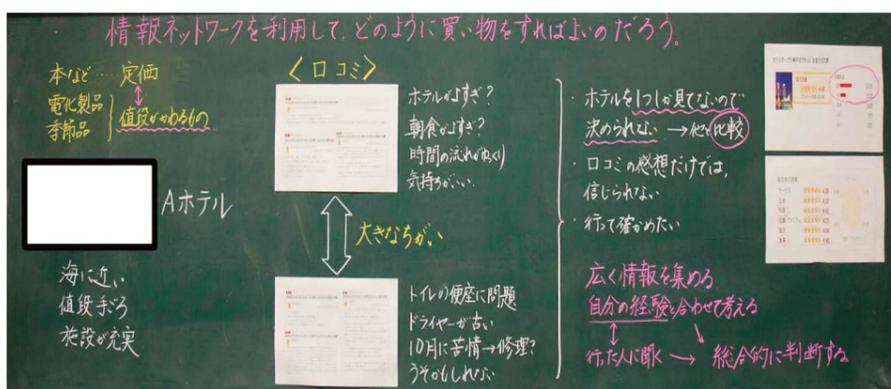
単元名	情報を生かすわたしたち
授業の流れ(1時間)	商品には定価のあるもの(本など)と、値段が変動するものがあることを話し合う。
	インターネットのホテル予約サイトを実際に見て、インターネットで簡単に予約できることを知る。
	「お客様の声」の最高評価と最低評価の内容を確認する。
	消費者としてどのように情報を集め、合理的判断を下せばよいのかを話し合う。
教材	テレビやインターネットなどのメディアの情報

小学校 5年生 社会科

■指導上の工夫

- 実際の画面で情報を見せて判断させる。
- 「お客様の声」を取り上げることで、自分たちは情報の受取側であるだけでなく、情報の発信側にもなることを理解させる。

情報を活用する際の留意点に関する学習



「消費者」の視点を持った授業

高等学校 情報科

CM制作を通して思考力を養う

■授業内容

発信者側の視点で情報を多角的・多面的に読み、CM制作を通して相手に正しく伝える技術を身に付ける。

授業の流れ(1時間)	CMの意図を考える CMを鑑賞し、制作者の意図は何かを考えてワークシートに記入する。情報の選択の仕方得意図的に情報を作り出せることを確認する。
	CMの制作 動画編集ソフトを活用して写真とコメントと曲を組み合わせCMを制作する。CMから受けた印象をワークシートに記入し、相手に伝える。

消費者教育のヒント

- 自ら事業者の視点に立って広告を作ることに終わらず消費者の視点から振り返りを行うことで、CMの裏側にある意図を知り、思考力を養うことができる。
- 著作権や情報発信者の責任、表示義務について学ぶ。

アレンジ

- CM制作を宣伝文作り、パッケージ作りなどに変えることで、小・中学校の国語科や図画工作科、美術科でも実践できる。



地域の課題解決に向けた消費者教育

秋田県 教育庁生涯学習課

子供のインターネット利用を大人が支える

地域課題 子供のインターネット利用の問題

■実践内容

実施体制	【実施主体】 ・秋田県教育庁生涯学習課 【協働】 ・子どもたちのインターネット利用について考える研究会、秋田県PTA連合会、各市町村教育委員会、民間企業
家庭との連携	・ 子供のインターネット利用の問題を家庭教育の課題の一つと捉える ・ 保護者や地域の大人が関心を持ち続けられるための継続的な教育啓発

消費者教育のヒント

- 子供のインターネット利用の問題を学校・家庭・地域全体の課題として設定している。
- 親が子供のインターネット利用について正しく理解する。

連携のポイント

- 保護者の関心や意欲に応じた複数の取組を推進する。
- 民間やPTA等との協働により、それぞれの強みを生かして得意分野を役割分担している。

アレンジ

- 被害防止といった観点のみではなく、防災や高齢者の見守りなどの地域課題の解決にメディアを活用することで、メディアの持つ長所・短所を理解できる。

主な取組

- ・ 「ネットに少し詳しい」地域サポーターの養成
ネット利用の正しい知識を広め、相談に応じる人材を増やす
- ・ 学校やPTA等の要請に応じた出前講座の実施
子供を取り巻くネット環境の変化、健全利用のためのポイント等について講話
- ・ 新聞社との協働による啓発
親子で学べるネット利用啓発記事「うまホと学ぼう! ネット利用」を連載、掲載記事は県公式HPでも公開(「うまホと学ぼう!」で検索)



インターネットセーフティPRキャラクター「うまホ」平成26年、全県の小・中学生454名の応募の中から、秋田市立山王中学校の柴田陶子さんの原案が採用され誕生しました。「うまくスマホ等を使ってほしい」という願いが込められています。



「消費者市民社会」の構築

地球環境、エネルギー・資源問題を含めて、消費をめぐる社会問題が山積している中で、消費者が、単なる商品やサービスの受け手としてではなく、消費を個人の欲求を満たすものとのみ捉えず、社会、経済、環境等に消費が与える影響を考慮した選択や行動によって公正で持続可能な発展に貢献することが強く求められています。

- ・ 環境、経済、社会、文化などの幅広い分野において、自らの消費が他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力
- ・ 持続可能な社会の必要性に気付き、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力
- ・ 消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力

本領域で育むべき力

消費者を取り巻く課題

消費者教育の中核的な教科における授業

ESDの視点で食材の購入について考える

高等学校 家庭科

■授業内容
日本の食生活と環境問題等の関連性について考え、日々の実践につながるようにESDの視点から食材購入の在り方を考える。

単元名	持続可能な社会を目指したライフスタイルの工夫
授業の内容	第1次 日本の食生活と環境問題等の関連性について考える ・日本では食料の多くを輸入に頼っていることから、食料輸送による環境負荷などと関連があることを理解する。 ・自分たちにできることを考える。
	第2次 ①買い物ゲームを行う。 ②消費の背景等(生産地や価格等)について理解する。 ③ 環境保全・社会貢献につながる商品を知り、持続可能な食材の購入の在り方を考える。 ④ポケットカードを作成する。 ⑤地球サミットで行われたスピーチを視聴して、ライフスタイルを変革することの必要性について考える。

- 指導上の工夫
- 日本の食生活と環境問題等の関連性について考え、消費行動の変革の必要性を意識させる。
 - 「買い物ゲーム」や「ポケットカードの作成」を通して、消費者としての意識を高める。
- 〈買い物ゲーム〉国産or外国産、無農薬or農薬を使用など異なる観点の2種類の商品から選択し、選んだ商品によって得点をつける。環境問題や世界の問題の解決につながる行動を高い得点とし、消費者の行動によって社会を変える力になることを理解する。
- 〈ポケットカード〉「持続可能な食生活への行動目標」を立て、具体的な食材の選び方を列記したカードを作成し、財布の中などに入れて食材購入の際の参考にする。

サステナブルな食材の選び方

- ①無駄なく計画的に食材を購入しよう。
- ②旬の食材を選ぼう。
- ③できるだけ近くで採れた食材を選ぼう。(地産地消)
- ④農薬や化学肥料を控えた野菜や果物を選ぼう。
- ⑤包装の無い、少ない食材を選ぼう。(パック入り、詰め替え食品)
- ⑥再利用できる容器に入った食材を選ぼう。
- ⑦環境や生物多様性を損なわない食材を選ぼう。
- ⑧作る人の健康を損なわず、公平な分配がされる食材を選ぼう。(フェアトレード食品)
- ⑨環境対策に積極的なお店で買おう。
- ⑩環境に配慮した生産者や企業が生産する食材を選ぼう。

生徒が作成したポケットカードの例

「消費者」の視点を持った授業

中学校 3年生 外国語科

身近な商品を通してグローバルな視点を育てる

■授業内容
実物の商品を見ることと、教科書を読むことで、フェアトレードについて知り、社会の一員として何ができるかを考え、話し合う。

授業の流れ(1時間)	実物を見て、世界を身近に感じる フェアトレード商品のチョコレートと、そうでないチョコレートの実物を見る。
世界観を広げる 教科書の英文を読み、ガーナの子供たちの生活の実情やフェアトレードについて知る。	
協働で英語を学ぶ 社会の一員として何ができるかを考え、英語で話し合う。	

- 消費者教育のヒント
- 英文の読解で終わらず、それを題材に自分の問題として考える。
 - 商品の実物を見せることで、遠い国のことではなく身近な問題であることに気付く。
- アレンジ
- 教科の学習から、文化祭などで調べたことを発表したり、販売することで広がりを持つ。
 - フェアトレードは中学校の社会科(地理的分野)や技術・家庭科(家庭分野)の学習でも関連する題材のため、各教科で学習内容を確認すると効果的である。



地域の課題解決に向けた消費者教育

石川県 七尾市 能登島公民館

「地域循環エネルギー学習」で持続可能な地域づくりを目指す

地域課題 里山の荒廃、子供たちの愛郷心を育む地域学習

活動内容	地域課題の認識・現状把握 地域課題の設定、地域資源の確認を目的とした講演会で得られたこと 里山の整備のために切り捨てられていた間伐材を薪(地域循環エネルギー)として利用できることに着目
先進地視察 エネルギーの地産地消について学びを深める	
学びの場・連携の場の創造 ファシリテータを交えたワークショップで参加者の次のアクションを引き出し、連携のための対話を促す	
子供たちへの学習機会への提供 山の環境を守るために自分達ができることについて地域の大人と一緒に学ぶ／薪割り体験、薪ストーブ体験	
今後の活動 薪利用と結びつけた体験プログラムの開発	

- 消費者教育のヒント
- 地域課題を発見し、その解決のために間伐材を薪として利用し、エネルギーの地産地消へとつなげている。
 - 1回の学びにとどまらず、学びを重ね社会を変革する力になっている。
- 連携のポイント
- 多様な人々との対話の場に工夫がある。
 - 新たに始めるのではなく、今あるものを繋ぎ・補い合う。
- アレンジ
- 里山・里海の保全に課題を抱える地域との情報交換と連携



薪割り体験

専門家とのTTで子供たちの意識が変わる

学校と消費生活センターとの連携による授業実践

岐阜市では平成21年度から、中学校の技術・家庭科(家庭分野)の授業に、消費生活センターの相談員が参加し、商品選択、悪質商法、消費者の権利と責任、ライフ&マネープラン等の消費者教育を連携・協働で行っています。「消費者の権利と責任」の授業を例に、実践内容を紹介します。

活動主体：岐阜市消費生活センター+岐阜市教育研究所

お話を聞いた方
 岐阜市消費生活センター 消費生活係長 泉谷 徹氏
 岐阜市消費生活センター 消費生活相談員 花井 泰子氏
 岐阜市教育研究所 阿部 和子氏



授業の内容

家庭分野「身近な消費生活と環境(全6時間)」の6時間目、教室の後ろには保護者も参加しています。この授業は家庭科教師と消費生活相談員のTT(ティーム・ティーチング)です。まず教師が問いかけます。題材は、「安くなっていた折り畳み自転車を購入し、しばらくしたら保証期間中にサドル下の部分が壊れた。どう対処するか」。

生徒たちは、恥ずかしいから黙っておくとか、買い直す、新品に交換してもらう等、初めに自分たちの考えを話し合います。保護者からは、安全や原因究明、保証期間や修理という考えが出てきて、大人ってすごいなと、授業も盛り上がります。しかし、教師は更に問いかけます。本^{ほん}当^{とう}の解決とは何だろうか。

ここで消費生活センターの花井さんが登壇し、更に問いかけを深めていきます。自分だけでなく、周囲の人、さらに未来の自分を取り巻く人々や、社会経済や地球環境にまで思いを馳せ、持続可能な社会のための利益を考えたなら、どうすべきか。消費者市民社会という概念への大きな転換点です。

故障等のトラブルを事業者や消費生活センターに伝える行為は、今後の事故を防ぐために果たすべき消費者の責任では

ないかと問いかけるのです。一方で「クレマー」のような否定的な言葉もあるなか、消費者の声から生まれた商品や、それをセールスポイントにする商品まであることを実際に見せると、生徒たちは自分の消費行動が社会を変えることに気がきます。自転車には安全という目に見えない商品の選択基準があり、消費者には「安全である権利」も「情報が与えられる権利」もあることを実感します。その権利を守るためにも、消費者として5つの責任を果たす必要があり、それが、世の中を変える力になっていくのではないかと、花井さんは問いかけていくのです。

生徒の感想は、「私は最初、同じ物の新品を無料で交換すればお得だと思っていました。でも、メーカーに相談することで、自分だけでなく他の人もよりよい商品を使えるということを知りました」「もし被害にあって、今日の授業を知らなかったらショックだったと思うけど、もう大丈夫だと思った」等々。

保護者の感想は、「普段の生活の中で親子の会話として取り入れられる事柄だと思いました」「自分自身も消費者教育に対する関心を高めることができました」等々。

消費者の声が商品に反映された例



「布のタグが肌にあたるのが気になる」という声を反映して印刷したシャツ
 「使う量を調節したい」という声を反映して細口キャップを付けたマヨネーズ

取組の背景

岐阜市の連携事業は平成21年、ある中学校の家庭科教師が「生徒に身近で楽しい消費生活の授業をしたい」と思い消費生活センターに相談に訪れたことから始まりました。その頃、消費生活センターの花井さんは、携帯電話の普及で中高生がワンクリック詐欺に遭う相談を受け、学校教育で何とかできないかと考えていたところでした。そこで、半年かけて協働で題材を練り、研究授業を行いました。

その研究授業を見て影響を受けたのが、当時学校で家庭分野を教えていた岐阜市教育研究所の阿部さん。座学中心で平板になりがちな消費生活の授業を、最新の情報を使って、中学生の身近な事例として扱う手法に感銘し、自分もやりたいと続きます。そして経験を積む中で、生徒たちは相談員が専門家としてのバックボーンを持った上で自分の言葉で話をしてくれることで、他人事ではなく、自分のこととして話を聞くことができることを実感します。

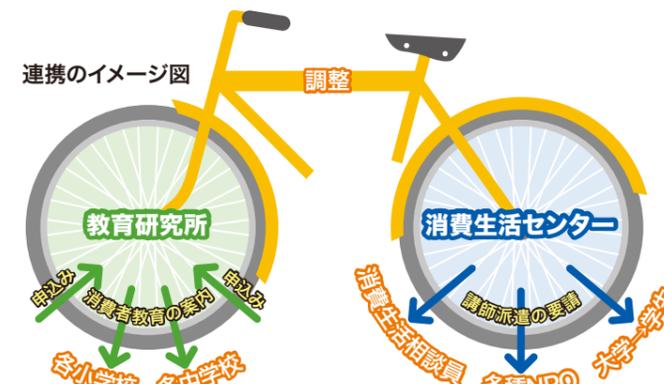
阿部さんは言います。「商品選択の基準は、その家庭の価値観やライフプラン、その時の経済状況によって、同じ人でも変わることがあるから、これが正解ですとは教えられません。私たちにできるのは、商品選択をするための手順や考え方を見直すこと、つまり“視点”を増やすことだと思うんです」。そのときに、「安い」以外の視点、「安全」「安心」「フェアトレード」「環境」「持続可能な社会」等を具体的に描きだしてくれる存在として、消費生活の専門家の力は大きいと言います。

取組を見守ってきた泉谷さんは、「こうした経験は、子供たちが社会を生き抜いていく力になる、単発で終わらせてはもったいない」と事業化を決意します。担当者が変わっても組織対応が継続できるよう、授業を学習指導案に起こしてホームページに掲載し、教育研究所との連携事業がスタートしました。

連携・協働の仕組み

今、岐阜市消費生活センターでは、「自転車の両輪」に例えた協働の仕組みづくりを進めています。教育研究所が各学校との連絡を行い、消費生活センターが外部講師の派遣要請を担当して、両者が調整を図る仕組みです。

一方、ホームページに掲載している学習指導案によるプログラムについては、消費生活センターが家庭分野の先生に個別に実施予定を問い合わせ、その後、指導案に沿って内容を打ち合わせて実施する形をとって進めています。



教育研究所が、各学校へのプログラムの案内、申込み、事前打合せ等を担当。消費生活センターが、派遣講師の要請を行い、実施数をより増やせるような仕組みを整備

連携時の留意点

<教師からは…>

外部の講師に、生徒の状況を予め詳しく伝えます。これまで行った授業内容と今後の予定、今回依頼する授業の目標などを事前に共有します。携帯電話所持率などの状況も、事前準備に役立つ情報です。

<消費生活センターサイドは…>

外部講師として授業に入る場合は、出前講座のような一方的に話す場合と違って、自分が喋りすぎないようにします。生徒が自分で気付けるような話し方、導き方を学校の先生に教えて頂くこともあります。教科書には載っていない地域の情報や最新の事例を紹介することも大切です。

今後の課題

泉谷さんは、「消費者教育は自分や自分の身の周りだけの狭い範囲での取組では解決しない問題になっている」と言います。悪質商法を例にしても、全国的な問題であり、その解決方法も個別の事例に対する対処法ではなく、「消費者市民社会の一員として社会を生きる力」を根本的に身に付けて、将来的に起こってくるであろう様々な別の問題にも対処できるように備える必要があるのではないかと。

そのためには行政と学校教育が連携・協働して、消費者市民社会の構築へ向けた地道な取組を続けていく必要があります。担当者が代わっても継続していける体制づくりとその担い手づくり、どちらが欠けてもうまくいきません。これまでのノウハウを集約し、担い手を増やしていくことが今後の課題です。

SDや消費者教育を地域みんなで実践する

公民館とESD推進協議会との協働による地域総働型の消費者教育

岡山市北区京山地区では、平成15年から「ESD¹=持続可能な開発のための教育」に取り組んでいます。平成18年には公民館を拠点とした京山地区ESD推進協議会を設立し、様々な団体と協働関係を強めていきました。それぞれの団体で行っていた活動が京山地区ESD推進協議会と協働することで大きく進展しています。

¹ Education for Sustainable Development

活動主体：岡山市京山地区ESD推進協議会+岡山市立京山公民館

お話を聞いた方 岡山市京山地区ESD推進協議会会長 池田 満之氏
岡山市立京山公民館 主任(社会教育主事) 田中 純子氏



京山地区ESD推進協議会とは

「京山地区ESD推進協議会」は、京山公民館に拠点を置き、「(E)えーものを(S)子孫の(D)代まで」を合言葉に、持続可能な地域づくり・人づくりを目的に活動するための組織です。

「一人の百歩より百人の一步」を信条に社会変革を願って活動を始めた会長の池田さん。取材では開口一番、「消費者教育もESDも目指すところは同じで、学んで終わりではなく、周りを変えていくことですからね」とおっしゃって、マイバッグ運動を例に活動の一端を紹介してくれました。

活動の広がり ～マイバッグ運動の例～

マイバッグ運動は、初めは岡山市生活学校連絡協議会が単独で、街頭で呼びかけ運動を行ったり、講座を開いたりしていましたが、同じ年代の婦人層にしか広がっていかず、悩んでいました。

ところが、京山地区ESD推進協議会の集まりで「マイバッグ運動が上手く広がらない」という課題が共有されると、公民館を拠点に活動する様々なグループや小・中学校の先生並びに



マイバッグコンテストの様子

児童・生徒、町内会長、NPOなどを通して、市民一人一人に自分の問題として受け取られていきました。

問題解決にまず名乗りを上げたのは中学生でした。マイバッグを自分自身が持ってそれで終わりじゃなくて、周りに、もっと楽しく広げられないだろうか…と思いついたのが、マイバッグコンテスト。多くの人が参加して、色んな学校で、マイバッグコンテストが開催できたら…。

このアイデアが、協議会と連携する各学校や団体に持ち帰られ、小学校では「総合的な学習の時間」を使って親子で取り組みました。そして、「マイバッグのデザイン選考、素材選び、制作、完成品の品評会、展示会」を行う活動へと展開していきました。

一つの団体の活動が京山地区ESD推進協議会と協働し、地域総働型の消費者教育を展開していった実践例です。

連携・協働の仕組みができるまで

始まりは、岡山ユネスコ協会が京山公民館と連携して、地域の小・中学校と大学、地域コミュニティ、企業・市民団体を巻き込んで、子供の視点で地域の環境を“てんけんする”活動を行ったことです。子供から高齢者まで、色々な年代、色々な立場の人が一緒に地域の環境活動をすることがいかに大事かを実感し、そこから連携が強まっていきました。特に、公民館という公的な所に拠点を置くことで、学校も地域コミュニティも企業も市民団体も、誰もが参加できました。この良い流れを地域全体が連携・協働する仕組みとして確立させていくために、母体となる「京山地区ESD推進協議会」を創設し、公民館を拠点に発展、進化を続けています。



協議会には、学校、公民館、町内会、コミュニティ協議会などの地域をつなぐ要となる団体を集結させることで、「地域総働型」を形作っていきました。

公民館でも市民からの個別の相談、「ボランティア活動をしたい」とか、「引っ越してきたばかりで地域を知りたい」等に応える形で、様々な活動グループと個人をつなげて組織の裾野をさらに広げていきました。

新たなつながりから生まれた消費者教育

毎年開催されているESDフェスティバルで、今年、成果を上げたのが「フードドライブ」。NPO法人フードバンク岡山の呼びかけで、家庭にある賞味期限1カ月以上の食品(生鮮以外)を持ち寄ってもらい、ホームレスの支援施設等へ届けるという食品リユース活動です。

実施に先駆けて、京山公民館で2回の講座を開き、京山公民館だより(全世帯配布)で、食品の寄付を呼びかけました。結果は前年に比べて大きく躍進。自分がまだ使うことのできる食品を寄付することへの理解は、持続可能な社会の在り方やそれを支える消費者市民としての意識の持ち方など、消費者教育の浸透によるものが大きいと思われる。

実施したNPO法人は、その後も引き続き寄付の申込みがあったり、域外からも問合せを受けたりと、つながりがもたらす地域総働型の底力を実感しているそうです。

寄付で集まった食料

缶詰やインスタント・レトルト食品や麺類など	平成27年	平成28年
	40個(約30kg)	163個(約55kg)

連携・協働の継続のために

京山公民館の田中さんも池田さんと口を揃えます。「公民館は学ぶ・育てる・繋ぐ場ですから、ESDと目的が同じだったんです」。現在では岡山市域全体にESDの推進が広がり、全市で連携・協働も進んでいますが、一方で、各学校や団体の長の交代、公民館職員の異動などによって、活動の内容レベルを維持することが難しいという新たな課題も見え始めました。

その解決のため、「地域に特有の課題から導き出した行動目標」を設定したり、「行動目標をどのくらい実行できたかを5段階で評価する総括シート」を作成したりして、活動の「見える化」に力を入れています。共通の目標、共通認識を持たないとバラバラになってしまうからです。

消費者教育の今後の展開

最近、特殊詐欺²の被害が岡山でも多発しており、近隣地域でも被害に遭ったという話が聞こえてくるそうです。「新たな課題として、防止策について取り組んでいきたい」と田中さんは考えています。また「フードドライブ」を年に一回ではなく定期的に行いたいと、活動団体の一つである「地域の絆プロジェクト」のメンバーに相談したところ、「地域の絆プロジェクト」が毎月公民館で実施している「京山みんなのカフェ」でやってみてはどうか、という提案がありました。田中さんは「心強いですよ、それはもう。住みよいまちづくりを自分たちでやるんだという意識が、みんなにあるわけですから」と自信に満ちあふれた表情を見せます。

池田さんも「協議会ができて5年ほど経った頃から、やっと地域の中で特別なものではなく、あるべきものとして認知されるようになった感じがするんですよ」と言います。地域の持続性を損なう様々な問題を自分のこととして受け止め、解決策を共に考え、共に行動していこうとする「習慣」が多くの人にできてきたように感じるそうです。

それこそ、持続可能な社会、持続可能な消費者市民社会を構築するのに、共通する姿勢ではないかとの思いを新たにさせられる連携・協働の実践事例でした。

² 特殊詐欺とは、不特定の人に対して、対面することなく、電話、FAX、メールを使って行う詐欺のことで、「振り込め詐欺」と「振り込め類似詐欺」に分けられる。

にある活動に「消費者」の視点を 既存の取組を生かした実践事例

地域では公民館、PTA、NPO等が主体となって環境や食育、まちづくり等の様々な活動が行われています。新たに消費者教育に取り組む以外にも、こうした「既存の取組」を活用することが有効です。

銭 函小学校父母と先生の会による 金銭教育研修会の実施 〈北海道小樽市立銭函小学校 父母と先生の会〉



●取組の内容

「銭函小学校父母と先生の会」は地域と連携した子供の健全育成の取組を目的とし、「銭小PTAまつり」などを長年に渡って実施しています。また、本会の活動方針に「親子で取り組む」を上げていることもあり、研修会では、消費者教育や食育を取り上げました。

その一つとしてお金やものを大切に扱う意識を高めるため「おこづかい帳をつけよう!」と題して実技講習会を実施し、子供と親が、共にお金やものの使い方・お金やものとの付き合い方を考える会としました。

💡消費者教育のヒント

親子で一緒におこづかい帳をつけてみることでお金と物との付き合い方を実践的に学ぶ。

●取組の内容

学校支援地域本部として取り組んでいる「太田南小学校コラボ・スクール」では学校と保護者、地域住民、関係機関等が「コラボ(連携・協働)」しながら、地域とともに子供を育むコラボ学習やコラボ活動を推進しています。

消費者教育に関する取組としては、地元スーパーのバックヤードを見学し、商品の管理や販売の方法について学んだり、その道の達人を講師に招き、1年間を通じて地元の伝統野菜「曲がりネギ」の栽培を体験したりして、自然を相手に野菜を栽培することの難しさや、生産者の苦労等についても学ぶ機会となりました。

💡消費者教育のヒント

伝統野菜の栽培体験から、地域農業の発展や生産者の視点に立った考え方を学ぶことができる。

●取組の内容

公民館がつなぐ「地域協育ネット」は、既存の学校支援ネットワークと公民館がもっているネットワークをつなげることにより、地域総がかりで子供を育てることに取り組んでいます。

子供の土曜日の居場所づくりとして実施している「わくわく土曜塾」では、消費者教育に関する取組として地元の水産高校で高校生の指導を受けながら、代表的な産業である「仙崎かまぼこ作り」を体験しました。体験を通じてかまぼこの原料となるスケトウダラから海の世界について学んだり、食の安全・安心についても学ぶ機会となっています。

さらには、まぐろ解体体験、くじら料理教室へとつなげ、食の楽しさ、大切さを伝えていきます。

💡消費者教育のヒント

地元の産業を知り、体験することで食の安全・安心について学ぶ機会となる。

太 田南小学校コラボ・スクールに おける伝統野菜の栽培 〈秋田県大仙市立太田南小学校〉



公 民館がつなぐ地域協育ネットを 生かした地元特産品づくり 〈山口県長門市中央公民館〉



消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)

この法律は、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目指して、平成24年12月に施行された。この法律の大きな意義の一つは、消費者教育を「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」と定義することで、これまでの消費者基本法の基本理念を踏襲しつつ、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。」とし、消費者教育の対象として、消費者市民社会の形成への参画に視野を広げたことにある。

「消費者市民社会」の定義(第2条第2項)

この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

「持続可能な社会」とは

「持続可能」の理念が提唱されたのは国連の環境と開発に関する世界委員会(1987年)の最終報告書(いわゆる「ブルントラント報告」)。同報告で「持続可能な開発」とは「将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発」とされた。平成18年4月

に閣議決定された第3次環境基本計画では、持続可能な社会とは「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義されている。

ESD

Education for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」を意味する。環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、それら課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことを目指す。さらに持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動をいう。

フェアトレード

国際貿易における一層の平等性を追求する、対話や透明性や尊敬に基づく取引パートナーシップであり、特に南半球の社会から取り残された生産者や労働者へのより良い取引条件の提供や権利の保護によって持続的な発展に貢献するもの。代表的な商品に、チョコレートやコーヒーなどがある。

リボルビング払い

クレジットカードや消費者金融により利用代金を支払う方法で、毎月定額または残高の定率を支払う方法。リボ払いともいう。利用金額を分割して支払うため、月々の返済負担が小さく済むというメリットもあるが、一方で残高がなかなか減らないというデメリットもある。また、毎月返済額を低めに抑えた場合には、借金をしている意識が薄れ、知らず知らずのうちに借入れを増やしがちにもなる。したがって、利用する際には、金銭管理をしっかり行うことが必要である。

SNS

SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。一方でアカウントの不正利用や、知り合い同士の空間であるという安心感を利用した詐欺やウイルス配布の被害に遭うなどの事例が発生しているため、注意が必要である。

オンラインゲーム

パソコンやスマートフォン、タブレット端末、ゲーム専用機器などから、インターネットを経由して、他のコンピュータとデータを交換しながらゲームを進めるコンピュータゲームの一形態。オンライン上で複数の人が同時に参加・交流しながらゲームを進めることができたり、最初に購入対価を支払うのではなく、月額料金やプレイ内容に応じて課金されることが多いことが特徴である。こうしたゲームでは、様々なトラブルや危険性も増えている。

資料1 消費者教育の体系イメージマップ

このイメージマップは消費者庁において、消費者教育の4領域と、個々の消費者のライフステージごとに消費者教育の目標をまとめ、平成25年1月に公表されたものです。

各期の特徴 重点領域	Ver.1.0			
	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境・経済・社会に与える影響を考えよう
	持続可能な消費の実践	自分の生活と身近な環境とのかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう
	消費者の参画・協働	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう
	商品安全の理解と危険を回避する能力	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ない暮らしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう
商品等の安全	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう
	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え、適切に購入しよう	商品を通じて選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう
生活の管理と契約	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあったとき、よく考え、時には我慢することを覚えよう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう	主体的に生活設計を立て、生涯を見通した計画的な消費や計画を考えよう
	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう
情報とメディア	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを守ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう
	消費生活情報に対する批判的 思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知らう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう
成人一般	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	生産・流通・消費・廃棄が環境・経済・社会に与える影響に配慮して行動しよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルについて広げよう	地域や職場で協働して消費者問題や、公正な社会をつくらう
特に高齢者	周囲の支援を受けつつも、生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	消費者の行動が環境・経済・社会に与える影響を伝えよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて広げよう	安全で危険の少ない暮らしの大切さを伝えよう
特に若者	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始めめる時期	生産・流通・消費・廃棄が環境・経済・社会に与える影響を考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを築こう	消費者問題や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう
高校生期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生産・流通・消費・廃棄が環境・経済・社会に与える影響を考えよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	身近な消費者問題や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう
中学生期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう
小学生期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	自分の生活と身近な環境とのかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	身近な消費者問題に目を向けよう
幼児期	様々な気づきの体験を通して、家族や身の回りの物事に興味をもち、それを取り入れる時期	おつかいや買物に興味を持とう	身の回りのものを大切にしよう	協力することの大切さを知らう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいうように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

資料2 学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

小学校 文部科学省平成20年3月告示 (平成23年度から実施)

- (社会科)**
- ・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱う
- (家庭科)**
- ・物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えること
 - ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること
 - ・自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫できること
- (特別の教科 道徳)** ※平成27年3月告示(平成30年度から実施)
- ・節度を守り節制に心掛けること
 - ・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと

中学校 文部科学省平成20年3月告示 (平成24年度から実施)

- (社会科(公民的分野))**
- ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義、法の意義
 - ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること
 - ・金融などの仕組みや働き(家計の貯蓄の循環、直接金融・間接金融等)
 - ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政
- (技術・家庭科(家庭分野))**
- ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること
(消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等)
 - ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること
 - ・環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること
- (特別の教科 道徳)** ※平成27年3月告示(平成31年度から実施)
- ・節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする
 - ・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること

高等学校 文部科学省平成21年3月告示 (平成25年度入学生から実施)

- (公民科)**
- ・法や規範の意義及び役割
 - ・消費者に関する問題(消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等)
 - ・金融制度や資金の流れ、金融環境の変化(金融市場の意義や役割、金融商品の多様化等)
- (家庭科)**
- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任(消費構造の変化、消費行動の多様化等)
 - ・消費生活と生涯を見通した経済の計画(貯蓄や保険などの資金計画等)
 - ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題(クレジットカードの適切な利用、多重債務問題等)
 - ・消費者問題や消費者の自立と支援
 - ・持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立(自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できるライフスタイルの実践)

注：緑文字は学習指導要領解説の記述